



学校教育目標

『心豊かに たくましく』

～様々な変化を前向きに受け止め自己実現できる子

さいごまで やりぬく子 からだを きたえる子 もとめて 学ぶ子 とをを 大切にする子

欠席・遅刻の連絡

- ・ 8時15分までに tetoru にてお知らせください。
- ・ 上記以降は電話で連絡してください。
- ・ 連絡がなく登校していない場合は学校から確認の連絡をします。

【主な出席停止】

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（みずぼうそう）・風疹・麻疹（はしか）・インフルエンザ・流行性角結膜炎・咽頭結膜熱（プール熱）・百日咳・新型コロナウイルス感染症 など

※上記による疾患の場合は出席停止扱いとなります。医師の診断を受けて、学校を休むように指示された場合には、欠席届を提出してください。（医師の診断書はいりません。）

児童を送迎される時のお願い

児童を送迎される場合は、**駐車場に駐車してからの児童の乗降**をお願いします。道路上での乗降は大変危険なだけでなく、道路を通行される方のご迷惑になりますので絶対におやめください。**朝の登校時間帯のピーク（7:50～8:00）と下校時のピーク（下校時間後10分間）の送迎を避けていただく**と、駐車場の混雑も緩和され、学校前道路の児童も少なくなるため、安全に送迎していただけます。ご協力をお願いします。

児童数の増加に伴い、駐車場のスペースも以前に比べ減少しています。特に雨天時の駐車場は大変混雑し、大変危険です。急な天候変化など、児童にあらかじめ伝えずに迎えが必要と判断される場合もあると思いますが、児童の安全を第一に考えていただき、時間調節等をよろしくお願いします。下校時、お迎えの時間を調節していただける場合は、学校に連絡していただくと、児童を校舎内で待機させることもできます。

以下の場合には臨時休業になります

気象 「暴風」を含む警報や「特別警報」が発表されている場合（午前7時の時点）

次の場合も臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。

- 登校後にも暴風を含む警報又は特別警報の発表が見込める場合
- 大雨警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報などが発表されている場合
- 避難情報が発表され、本校が避難所となっている場合

地震 大津市で震度5弱以上を観測した場合（前日午後3時～当日午前7時までの間）

武力攻撃事態等 大津市民に対して武力攻撃事態等による警報の伝達があった場合

授業中における非常変災・危機等発生時には、時刻を繰り上げて（繰り下げて）下校を実施したり、保護者の方に引き渡しを依頼したりする場合があります。状況に応じて判断し tetoru 配信をしますので内容に従ってください。

大津市立坂本小学校

〒520-0113 滋賀県大津市坂本3丁目12番57号

TEL:077-511-9892【応対時間(平日)7:45~18:00】 FAX:077-578-7124